

武雄市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務委託仕様書

1 委託業務名

武雄市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務

2 業務の目的

武雄市では、令和2年3月に2050年ゼロカーボンシティ宣言し、令和3年12月に武雄市ゼロカーボン実行計画を策定した。

温室効果ガス排出量については、基準年度に対し2030年度で46%、2050年度にカーボンニュートラル（排出量実質ゼロ）としている。

こうした状況を踏まえ、武雄市の公共施設を対象とし、太陽光発電設備の導入可能性について、最適な導入規模と具体的な設置方法や太陽光発電設備の整備手法等を調査し計画書と基本設計書を作成することを目的とする。

3 業務内容

脱炭素社会の実現に資する太陽光発電設備等を本市が所有する公共施設（28施設）において、導入可能性調査を実施すること。業務内容は以下のとおり。

(1) 地域特性、環境特性等の調査・検討

公共施設（建物）のうち、大規模災害時に独立した電源確保が重要となる28施設を太陽光発電導入可能性調査の対象施設としている。

導入に向けた具体的な検討を進めるにあたり太陽光発電設置可能判定ツール（地方公共団体版）の基準に加えて防災計画上の施設の位置付け、周辺への影響、建物自体の老朽化等を総合的判断に整理を行うと共に、以下の観点で現地確認を含めた調査検討を行うこと。

① 地域特性

台風・洪水時の浸水被害の影響（ハザードマップ、既往浸水地域、土砂災害等の整理）

② 環境特性

(a) 事業区域の周辺に観光名所、展望地や眺望の良い場所がある場合等の景観への影響

(b) 日照時間、近隣建築物への反射光の影響

(c) 環境関係法規制

(2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

(1)で整理した情報を基に設置可能な公共施設等と設置場所を選定し、以下の内容についてデータ収集及び分析を行うこと。

①建築物等への負荷

建築物については、構造計算書をもとに耐荷重を算出すること。

②発電設備の規模等の調査・検討

建物面積等（延床面積及び現地調査により設置可能面積を推定）

- ・設置可能面積については、屋根の面積、形状を考慮し検討する。
- ・屋根の耐荷重が少なく、設置が難しい施設は、屋根以外の設置面積も含め検討する。（ソーラーカーポート等による設置を想定）

(3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

公共施設等の調査対象施設について、(2)の調査・検討結果から有力候補施設を10施設程度選定し、発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討を行うこと。調査・検討は以下の内容を実施すること。

①発電量・日射量

NEDO 公開の日射量データ等の分析により発電賦存量（年間発電量・季節パターン・年間稼働率）を算定すること。

②電力使用量の調査

電力会社へ開示請求を行い 30 分毎の電力使用量データを取得し、契約内容や時間帯別の電力使用量を整理すること。

③導入可能量

日射量データより算出した発電賦存量と時間帯・季節別の電力使用量の調査結果を基に、太陽光発電設備及び蓄電池の導入可能量を算出すること。

なお、蓄電池についてはレジリエンスに対応できる容量とすること。

④パネル選定・設置方法

導入するパネルを選定し、設置方法について検討すること。

(4) (1)～(3)の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討

(1)～(3)の調査・検討結果を踏まえ導入可能な施設に対し

- ・事業性（設置費用、維持費用、電気料金削減額）や二酸化炭素削減量を総合的に評価し導入を検討すること。
- ・市の財政、費用対効果、導入の課題や必要性等を考慮し優先順位付けを行い導入計画を検討すること。
- ・最適な導入手法（自己所有・PPA・リース）を検討すること。
- ・優先度が高い施設について基本設計書を作成すること。

(5) 報告書の取りまとめ

上記(1)から(4)について成果品としてとりまとめる。

また、とりまとめ結果を総括的に分析し、設置可能条件のほか、施設の規模や利用形態毎の傾向を整理する。

なお、報告書は、報告事項に漏れがないよう市と協議すること。

(6) 打合せ・協議

設計協議は3回以上とし、初回と成果物納入時には管理技術者が立ち会うものとする。また、議事録を作成すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年1月15日（木）まで

5 成果品

次のものを成果品として、納めるものとする。

(1) 成果報告書（A4板） 2部

(2) (1) 及び調査関連データを含む電子データ（CD-R） 2部

6 実施体制

受託者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理技術者を定めるものとする。

7 業務完了報告

受託者は、本業務の完了後、委託業務完了届を速やかに提出すること。

8 支払条件等

受託者は、委託業務完了届を提出し、業務完了検査に合格した後に、契約金額の支払いを請求することができる。市は請求書受理後に一括して契約金額を支払うものとする。

9 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

① 本業務の実施に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て武雄市に帰属する。

② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に武雄市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

① 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

② 上記にかかわらず、武雄市がその方法を指定した場合は、この限りでない。

10 個人情報等の保護

- (1) 受託者は、本業務上知り得た個人情報を、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 217 号）等を遵守し、本業務委託が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって入手した武雄市の著作物を、武雄市の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 受託者は、プラン等の作成・管理・運営にあたって、情報セキュリティ対策を十分講じ、第三者への情報漏洩を阻止すること。

11 受託者及び業務従事者の責任

受託者及び業務従事者が、業務の実施につき武雄市又は第三者に及ぼした損害（天変地異及びその他受託者の責に帰することができない事由によるものを除く）については、受託者がその責を負う。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

13 その他

- (1) 本業務は、環境省「令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第 2 号事業）」の交付を受け実施するもので、同補助金交付規程の定めに従い行うものとする。
- (2) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については市と協議し、決定する。
- (3) 人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、契約費用等、業務の実施のために負担する受注者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、武雄市及び各関係機関との連絡調整を十分に図ること。
- (5) 事業計画等に、重大な変更が生じる場合には、事前に武雄市と協議を行うこと。
- (6) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに武雄市に報告すること。